

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月24日

住 所

神奈川県川崎市
川崎区宮本町1番地

事業者名

川崎市交通局

代表者名（役職名及び氏名）

交通事業管理者
交通局長 水澤 邦紀

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）車両の整備に関する事項
・令和5年度末の当局におけるノンステップバス導入率は94.8％となっており、今後も車両更新計画に基づき、ノンステップバスを導入し、更なるバリアフリー化の推進を図る。
（2）役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項
①運転手に向けた、非常用具・車椅子等の取扱いに関する講習を継続して実施し、運転手の対応力の維持・向上を図る。
②車椅子やベビーカーを利用されるお客様のために、乗り方や利用方法について、ホームページ上に掲載する。
③車椅子やベビーカー利用時のルール、マナーの普及や交通安全・バリアフリー教室を開催する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ノンステップバス、スロープ付きワンステップバス	・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、令和7年度（2025年度）までに80％以上をノンステップバスにすることを目標としているが、令和5年度末で全車両の94.8％をノンステップバスとしているため、今後も車両更新計画に基づき、ノンステップバスを導入し、バリアフリー化を図る。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・車椅子等利用者に係る研修 ・運行情報提供設備等 ・職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供	・全運転手を対象に車椅子・ベビーカーでの乗降や車椅子スペースにおける車椅子の固定に関する研修を開催する。 ・事業計画の変更に合わせて、案内内容の見直しを適切に実施する。 ・自動車運転手ハンドブックにより、音の聞こえにくいお客様への対応を周知する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・車椅子、ベビーカー等の乗り方・利用方法の掲載	・車椅子やベビーカーを利用されるお客様のために、乗り方や利用方法について、ホームページに掲載する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・交通安全・バリアフリー教室の開催	・車椅子やベビーカー利用時のルール、マナーの普及や交通安全・バリアフリー教室を開催する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・運転手の対応力の向上	・非常用具・車椅子等の取扱いに関する講習を継続して行い、運転手の対応力の維持・向上を図る。 ・運転手に対するサービス向上研修において、基本理念及び関係法令の理解と遵法意識の向上を図る。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 車椅子スペースの利用	・ 交通安全パンフレットを市内の小学校に配布し、車椅子で乗車されるお客様について啓発する。 ・ 車椅子を利用される方に向け、ホームページで広報する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 老朽化している上屋やベンチについて、適切な整備を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
・ ノンステップバス、スロープ付きワノンステップバス	・ ノンステップバスの導入比率	・ ノンステップバスの更新による導入比率の更新

Ⅴ 計画書の公表方法

・ 川崎市交通局のホームページ上に掲載する。 (https://www.city.kawasaki.jp/820/page/0000167253.html)
--

Ⅵ その他計画に関連する事項

・ 中期的な対応方針に記載された事項については、当局の「川崎市バス事業 経営戦略プログラム（後期計画）」に位置付けられている。

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。